



女化の農園で大冒険！

問 農業政策課 ☎内線1513

夏の陽射しがさんさんと降り注ぐ8月1日、女化町で農業体験イベント「女化農園おいしいもの巡り」が開催されました。これは「一人でも多くの方に農業に触れていただきたい！地元の良いところを知ってもらいたい！」と女化エリアで農業を営む若手グループ「チームONABAKE」が企画したもので、当日は、親子を中心に13人が参加。青空の下、とうもろこし畑やブルーベリー園で収穫体験をしたり、茶園でほうじ茶の焙煎作業の見学や茶摘みを楽しんだりしました。

お昼には牛久産野菜をたっぷり使ったランチを森の中でいただくなど、普段なかなか経験することができない体験に、参加者は、「初めて知ることばかりで楽しい」「自宅の近くに沢山の種類の野菜が作られているなんて驚き」まだ帰りた

くない！」などと大人も子どもも大満足の様子でした。主催者の女化ブルーベリーの森・本多恭子さんは、「子どもたちが本当にいい顔で楽しんでくれてとても嬉しい。これからも農業の素晴らしさを発信していきたい。」と意欲的に話しました。



中古車購入のキャンセルはできますか？

ご相談は牛久市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日

(午前9時～午後4時)

問 牛久市消費生活センター

☎830-8802

【相談事例】先日、店頭で見つけた中古車(車両価格160万円)を現金で購入することになり「注文書」を交わしました。ところが知人から別の車を譲り受けることになったためキャンセルすることにしました。無条件でキャンセルできるでしょうか。

民法ではこの場合、契約当事者の意思表示が合致すれば口約束でも契約が成立しますが、中販連(※注1)のモデル注文書の特約の記載によれば、現金販売の際の「契約の成立時期」は、「①登録がなされた日、②購入者の注文に基づく修理・改造・架装に着手した日、③自動車を引き渡した日、のいずれか早い日」としています。

しかし、使用した注文書に「契約の成立時期」特約等の記載がなければ解約ができない場合があります。中古車購入におけるトラブルを防ぐためには、契約時にしっかりと取り決めをし、必ず売買契約書(注文書)を確認することが重要です。

(※注1)一般法人 日本中古自動車販売協会連合会

今回の相談事例では中販連のモデル注文書を使用しており、前述の①～③に該当しないことがわかり「契約の成立前」なので無条件にキャンセルが可能と判断しました。

【自動車販売に関する相談窓口】

一般社団法人 自動車公正取引協議会「消費者相談室」

☎03-5511-2115

【自動車買取りに関する相談窓口】

一般社団法人 日本自動車購入協会

☎0120-93-4595

消費生活の窓